

足寄町農業委員会
第16回総会会議録

自 令和 8 年 6 月 2 3 日

至 令和8年6月23日

足寄町農業委員会

令和8年6月23日 第16回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午後 1時30分

閉会 午後 1時49分

1 出席委員

1番 伊藤 力	3番 上妻 良一	4番 佐藤 伸哉
5番 餌取 靖徳	6番 人見 華代	8番 (欠番)
9番 葛西 香織	10番 (欠番)	12番 松田 博幸

2 欠席委員

2番 兼古 照夫	7番 遠國 和宏	11番 大平 哲信
----------	----------	-----------

3 議事に参与するもの

事務局長	野田 誠
事務局次長	留田 篤史
総務主任	小尾 直一

○議事日程

日程第 1	会期の決定について
日程第 2	会議録署名委員の指名について
日程第 3	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
日程第 4	議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について
日程第 5	議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画案を定めるべき旨の要請について
日程第 6	議案第4号 土地の現況証明書下付について
日程第 7	議案第5号 令和7年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について
日程第 8	議案第6号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

第16回農業委員会総会

令和8年6月23日

開会 午後 1時30分

(開 会)

○議長 ただいまから、令和8年度第16回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、2番兼古照夫委員、7番遠國和宏委員、11番大平哲信委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 「会議録署名委員の指名について」を議題とします。足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、9番葛西香織委員、1番伊藤力委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃

貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和8年3月31日で、土地の引渡期日も令和8年3月31日です。

本件について、合意による解約日が引き渡すことになる日の6箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま事務局長説明のとおりです。

1番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、1番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって1番については、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案

第2号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、ご説明申し上げます。

本件は、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請のあった譲渡人、譲受人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。

譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町共栄町167番2ほか9筆の計10筆です。

地目につきましては、公簿は畑、原野、山林で現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、104,253㎡の内、畑が71,301㎡、採草放牧地が22,823㎡です。

次に、この移転の理由ですが、譲渡人におきましては、相続による農地取得した農地の処分を行い、譲受人におきましては経営の規模拡大をするものです。

申請によりますと、売買金額は

円、10アール当たり

円となっています。

譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

2番を説明します。譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町中矢524番ほか3筆の計4筆です。

地目につきましては、公簿は原野、畑で現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、125,366㎡の内、畑が117,780㎡、採草放牧地が7,586㎡です。

次に、この移転の理由ですが、譲渡人におきましては、所有していた農地の処分を行い、譲受人におきましては経営規模拡大のため農地を取得するものです。

申請によりますと、贈与となっています。

譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。

4番、佐藤伸哉現地調査委員長、及び3番、上妻良一現地調査委員長。

○佐藤現地調査委員長 1番について、5月14日、私と兼古委員、人見委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。

なお、詳細については、事務局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○上妻現地調査委員長 2番について、6月10日、私と佐藤委員、人見委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。

なお、詳細については、事務局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま事務局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

1番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、1番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって1番については、原案のとおり決定します。

次に、2番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、2番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって２番については、原案のとおり決定します。

(議案第３号)

○議長 「議案第３号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定による農用地利用集積等促進計画案を定めるべき旨の要請について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第３号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定による農用地利用集積等促進計画案を定めるべき旨の要請について、ご説明申し上げます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定による農地利用集積等促進計画案に定める農用地等の内容を、公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて、ご審議をお願いするものです。

１番を説明します。本件は、土地売買等事業による即売りタイプです。

上段が農地中間管理機構による買い入れ、下段が同機構による売り渡しとなっています。

利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町鷺府１３０番６ほか１筆の計２筆です。

地目につきましては、公簿は牧場、畑、現況は畑です。

面積につきましては、９，７２３㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係は、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

売買金額は、円、１０アール当たり円で、支払方法等は、記載のとおりです。

本件は、地域計画区域内の農用地であるため、農業経営基盤強化促進法第２１条に基づき、農地中間管理機構への利用権の設定等を行うものです。

受け手は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の要件をすべて満たしており、この売買は適法と判断しました。

２番を説明します。本件は、土地売買等事業による即売りタイプです。

上段が農地中間管理機構による買い入れ、下段が同機構による売り渡しとなっています。

利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町上足寄１１８番３ほか２筆の計３筆です。

地目につきましては、公簿は宅地、畑、現況は畑です。

面積につきましては、７，０３０．９２㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係は、牧草畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

売買金額は、円、１０アール当たり円で、支払方法等は、記載のとおりです。

本件は、地域計画区域内の農用地であるため、農業経営基盤強化促進法第２１条に基づき、農地中間管理機構への利用権の設定等を行うものです。

受け手は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の要件をすべて満たしており、この売買は適法と判断しました。

３番を説明します。本件は、農地中間管理事業による賃貸についてです。

上段が農地中間管理機構による借り入れ、下段が同機構による貸し付けとなっています。

利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町鶯府3番7-1ほか5筆の計6筆です。

地目につきましては、公簿は山林、畑、現況は畑です。

面積につきましては、60, 468㎡の内、57, 710㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係は、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行うとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

借受人は、受け手として農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をすべて満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

4番を説明します。本件は、農地中間管理事業による賃貸についてです。

上段が農地中間管理機構による借り入れ、下段が同機構による貸し付けとなっています。

利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町中足寄3番5ほか2筆の計3筆です。

地目につきましては、公簿及び現況は共に畑です。

面積につきましては、48, 852㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係は、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行うとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

借受人は、受け手として農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をすべて満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、

よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま事務局長の説明のとおりです。1番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、1番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって1番については、原案のとおり決定します。

次に、2番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、2番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって2番については、原案のとおり決定します。

次に、3番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、3番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって3番については、原案のとおり決定します。

次に、4番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、4番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって4番については、原案のとおり決定します。

議案第3号の1番から4番につきましては、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をおこない、同機構にて促進計画案のとおりに認可申請されれば、会長専決により即日公告をおこないます。

(議案第4号)

○議長 「議案第4号 土地の現況証明書下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第4号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登本町85番の1筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更登記を目的に証明を求めるものです。

2番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町鷺府130番5の1筆です。

本件の公簿地目は牧場で、地目変更登記を目的に証明を求めるものです。

3番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登1993番の1筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更登記を目的に証明を求めるものです。

4番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上足寄120番の1筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更登記を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いしま

す。3番、上妻良一現地調査委員長。

○上妻現地調査委員長 本件は、6月10日、私と佐藤委員、人見委員、事務局で現地確認を行いました。

現地は、山林原野等の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細につきましては、事務局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま事務局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

1番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、1番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって1番については、原案のとおり決定します。

次に、2番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、2番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって2番については、原案のとおり決定します。

次に、3番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、3番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって3番については、原案のとおり決定します。

次に、4番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、4番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって４番については、原案のとおり決定します。

(議案第５号)

○議長 「議案第５号 令和７年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第５号、令和７年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について、ご説明申し上げます。

農業委員会による最適化活動の推進等について（３経営第２５８４号農林水産省経営局長通達）第１条第３項（１）の②のイに基づき、点検・評価を求めるものです。

なお、詳細につきましては、令和８年５月２５日開催の全員協議会で説明済みですので、説明は省略させていただきます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま事務局長の説明のとおりです。

何か、ご意見はございませんか。

(全員「意見なし」の声)

○議長 無ければ、総会で出された意見の欄は、「特になし」と記載し、６月末日までに、足寄町、北海道、北海道農業会議へ報告し、足寄町農業委員会ホームページで公表することとします。

(議案第６号)

○議長 「議案第６号 令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案

第６号、令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、ご説明申し上げます。

農業委員会による最適化活動の推進等について（３経営第２５８４号農林水産省経営局長通達）第１条第３項（２）に基づき、公表について議決を求めるものです。

なお、詳細につきましては、令和８年５月２５日開催の全員協議会で説明済みですので、説明は省略させていただきます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま事務局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、６月末日までに、足寄町、北海道、北海道農業会議へ報告し、足寄町農業委員会ホームページで公表することとします。

(閉 会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和８年度第１６回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 １時４９分 閉会

第16回総会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

議長 松田博幸

農業委員 伊藤 力

農業委員 葛西 香緒
